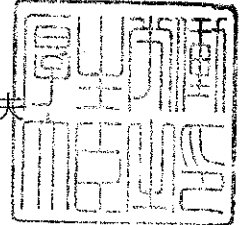


厚生労働省発食安0330第1号
平成23年3月30日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項
については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康
影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）
から、添加物2品目（*N*-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格
及び添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造
基準を削除すること



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（既存添加物名簿から消除される添加物に係る成分規格及び製造基準の削除）

1. 経緯

- 食品添加物のうち、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号。以下「改正法」という。）の施行前から我が国において広く使用されており、長い食経験があるものについては、改正法附則第 2 条第 4 項の規定により公示された「既存添加物名簿」（平成 8 年厚生省告示第 120 号）に記載され、改正法附則第 3 条の規定により、例外的に食品衛生法第 10 条の規定を適用しないこととされている。
- 今般、別添の 55 品目については、販売の用に供されていないという使用実態から、改正法律附則第 2 条の 3 の規定により、それらの名称を既存添加物名簿から消除することとしており、これに伴い、これら 55 品目のうち「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において成分規格が設定されている 2 品目（*N*-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）及び製造基準が設定されている 3 品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）について、当該成分規格及び製造基準の削除が必要となったものである。
- 今回の成分規格及び製造基準の削除については、販売の用に供されていない添加物の名称を既存添加物名簿から消除することに伴い、その規格基準を改正するものであり、当該添加物の使用が見込まれないことから、健康に及ぼす影響はないものである。

2. 今後の予定

食品安全委員会の回答を受けた上で、「既存添加物名簿の一部を改正する件」とあわせて「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」を公布する予定。

(別添) 既存添加物名簿から消除する品目 (55品目)

	名 称	詳 細
1	N-アセチルグルコサミン	
2	アルカネット色素	
3	アロエベラ抽出物	
4	イモカロテン	
5	エゴノキ抽出物	
6	エラグ酸	
7	オキアミ色素	
8	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	オリゴグルコサミン	
10	カカオ炭末色素	
11	ガストリックムチン	
12	カニ色素	
13	キダチアロエ抽出物	
14	グリーンタフ	
15	クワ抽出物	
16	酵素処理カンゾウ	
17	酵素処理チャ抽出物	
18	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	コーパル樹脂	
20	コバルト	
21	ササ色素	
22	サンダラック樹脂	
23	シコン色素	
24	スクレロガム	
25	スフィンゴ脂質	消除予定添加物はウシの脳由来のみ
26	セサモリン	
27	セスパニアガム	
28	Ｌ-ソルボース	
29	タンニン（抽出物）	消除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮由来のみ
30	ダンマル樹脂	
31	チャ種子サポニン	
32	電気石	
33	ドクダミ抽出物	
34	トリアシルグリセロールリパーゼ	

35	ニガキ抽出物	
36	ニストース	
37	ニユウコウ	
38	ニンニク抽出物	
39	パフィア抽出物	
40	ヒキオコシ抽出物	
41	ヒメマツタケ抽出物	
42	ピメンタ抽出物	
43	ヘスペレチン	
44	ベニノキ末色素	
45	ペパー抽出物	
46	ハウセンカ抽出物	
47	ホコッシ抽出物	
48	メチルチオアデノシン	
49	モウソウチク炭抽出物	
50	モリン	
51	モンタンロウ	
52	油煙色素	
53	ユーカリ葉抽出物	
54	レモン果皮抽出物	
55	ワサビ抽出物	